平成２７年３月吉日

協力業者各位

株式会社本間組

施工体制台帳、再下請通知書の改定について（お知らせ）

このたび、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成２６年国土交通省第８５号）により、施工体制台帳（再下請通知書）の記載事項として「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」が追加されることになりました。

これは平成２７年４月１日から施行されます。

　つきましては、下記事項にご留意し、再下請通知書の提出をお願いします。

記

**１．法令改正の概要**

**① 施工体制台帳の記載事項の追加（別紙４－２，４－４参照）**

　　施工体制台帳（再下請通知書）に「**外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況**」の記載が追加されました。公共工事、民間工事を問いません。

**② 外国人建設就労者現場入場届出書の提出（別紙６参照）**

外国人建設就労者が工事現場に入場する際、当該就労者を雇用する下請企業は「外国人建設就労者現場入場届出書」を元請会社に提出しなければなりません。

　　この届出書の添付書類として、適正管理計画認定証、パスポート、在留カード又は外国人登録証明書、雇用契約書及び雇用条件書の各写しの提出が必要です。

　　外国人技能実習生については、新たな提出書類はありません。

**③ 適用日**

|  |
| --- |
| この施工体制台帳の記載事項及び添付書類の追加は、元請業者と１次下請業者、１次下請業者と２次下請業者及びそれ以降の下請業者間の契約それぞれにおいて、**平成２７年４月１日以降に契約を締結した場合（変更契約を含む）**に適用されます。 |

たとえば、元請業者と１次下請業者間の契約日が本年３月３１日以前、１次下請業者と２次下請業者間の契約日が本年４月１日以降の場合、再下請通知書の２次下請業者に関する事項欄において「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」の記載義務が生じます。同様に、本年３月３１日以前に契約した工事であっても、本年４月１日以降に変更契約を締結した場合は、変更契約に係る再下請通知書について「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」の記載が必要となります。

御社が工事の一部を再下請業者に請け負わせる場合は、再下請業者にも上記内容を通知するなどして、徹底をお願いします。

以上